

吉富町行政改革大綱

平成10年12月22日

吉富町

目次

	頁
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第Ⅰ部	
第1 行政改革推進に当たっての基本的事項・・・・・・・・	3
第2 行政改革推進上の主要事項について・・・・・・・・	3
1 事務事業の見直し関係・・・・・・・・	3
2 組織・機構関係・・・・・・・・	4
3 定員及び給与関係・・・・・・・・	4
4 職員の育成・確保関係・・・・・・・・	4
5 行政の情報化等行政サービスの向上関係・・・・・・・・	5
6 公正の確保と透明性の向上関係・・・・・・・・	5
7 経費の節減合理化等財政の健全化関係・・・・・・・・	6
8 会館等公共施設関係・・・・・・・・	6
9 公共工事関係・・・・・・・・	6
10 広域行政関係・・・・・・・・	7
11 行政改革推進状況の点検・・・・・・・・	7
第3 地方議会について	
1 議会の機能強化、組織・運営の合理化・・・・・・・・	7
第Ⅱ部	
行政改革実施計画	
1 事務事業の見直し関係・・・・・・・・	8
2 組織・機構関係・・・・・・・・	9
3 定員及び給与関係・・・・・・・・	10
4 職員の育成・確保関係・・・・・・・・	10
5 行政の情報化等行政サービスの向上関係・・・・・・・・	11
6 公正の確保と透明性の向上関係・・・・・・・・	12
7 経費の節減合理化等財政の健全化関係・・・・・・・・	12
8 会館等公共施設関係・・・・・・・・	13
9 公共工事関係・・・・・・・・	14
10 広域行政関係・・・・・・・・	15
11 行政改革進捗状況の点検・・・・・・・・	15
第3 地方議会について	
1 議会の機能強化、組織・運営の合理化・・・・・・・・	15

はじめに

本格的な少子・高齢社会の到来、情報化、国際化の進展、環境問題の複雑化、長引く経済不況など、町民の生活環境は急激に変化している。また、地方分権が実施の段階に至り、町の行財政運営は大きく変わろうとしており、21世紀の到来を目前に控え、まさに町行政は新しい時代を迎えようとしている。このような状況の下、質・量ともに多様化する町民ニーズに、限られた財源の中での的確に対応し得る効率的で信頼できる行財政システムの確立を図ることが求められている。

本町は、昭和60年4月に町内の有識者からなる「吉富町行政改革推進委員会」を設置し、町行政全般にわたる制度及び運営に関する提言を求めるとともに、庁内に行政改革推進組織として「吉富町行政改革推進本部」を設置し、行政改革の課題と方策について検討を行い、行政改革推進委員会からの答申を踏まえ、同年11月に「吉富町行政改革大綱」を策定した。さらに、平成7年12月に行政改革推進委員会に対して、社会の変化に対応した新たな行政改革を推進するため、簡素で効率的な行政システムの確立について提言を求め、その答申を踏まえ平成8年3月に行政改革推進本部において、新たに「吉富町行政改革大綱」を策定し、行政改革の推進に積極的に努めてきたところである。

しかし、上記のような急激な時代の変化に対応するためには、町行政が地方自治の新しい時代を自ら切り拓き、町民の期待に応えるためにも、新たな視点に立った一層の行政改革への取組が不可欠である。本町は、そのような認識に立って、平成10年8月に行政改革推進委員会に対して、吉富町行政改革大綱の見直しについて提言を求めた。行政改革推進委員会においては5回にわたる会議を重ね検討がなされ、この間、現大綱の実施状況を点検・評価するとともに、21世紀に向けて、町民だれもが心身ともに豊かさを実感でき住みたくなる吉富町の実現のため、より効果的な行財政システムの確立について慎重に審議がなされた。また、各課における具体的取組事項の目的、数値目標を掲げた実施計画も併せて審議され、平成10年12月7日に「答申」が提出された。行政改革推進本部においては、この答申における提言事項を含め、行財政改革の課題と方策について鋭意検討を行い、ここに「吉富町行政改革大綱」を策定したものである。

この大綱は2部構成となっており、第Ⅰ部は改革の取組にあたっての基本的な考え方や方向性について、各事項別に整理している。第Ⅱ部では第Ⅰ部の構成に従って、改革で取り組む個別具体的な計画を列挙している。

この大綱の推進に当たっては、町民、関係団体の理解と協力を得ながら、町議会と連携しつつ、職員一人ひとりの自覚と改革意識を基盤とする全庁的推進体制の下に、計画的に実施していくものとする。

第 I 部

第 1 行政改革推進に当たっての基本的事項

- 1 町行政が町民の負託に基づいて行われ、町行政に要する経費は町民の負担により賄われている基本原理から、町行政の改革は、組織や職員のための改革であってはならず、あくまでも町民のための行政改革とする。
- 2 行政改革は、町民にとって真に必要な施策が効果的かつ効率的に実施できるように、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で住民へのサービスの向上、制度の企画立案に取り組む。
- 3 長引く経済不況の中、限られた財源において、「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、サービス精神と経営感覚に立脚した行政改革を進める。
- 4 地方分権の推進に伴い、地方自治体の自己責任・自己決定が拡大することから、町民ニーズを的確に捕らえた施策を自らの力で構築し、質の高い行政サービスを効率的に提供することが求められているので、その職務を実際に担う職員の育成を進める。このため、町長のリーダーシップのもとで職員一人ひとりの意識改革を行う。

第 2 行政改革推進上の主要事項について

1 事務事業の見直し関係

(1) 事務事業の整理合理化

既存の各種施策、事務事業について、必要性、緊急性、行政効果の観点から常に見直しを行い、社会情勢の変化等によりその役割を終えたものについては、縮小、廃止を行う。

(2) 規制緩和の推進

許認可等の規制については、要件である基準等の緩和が可能なもの、対象範囲の縮小が可能なものについては、廃止、緩和等その見直しを図る。

(3) 補助金の整理合理化

補助金等について、公益性、事業効果、実績等を検討し整理統合を行い、既に事業目的を達成したと思われるもの、その効果が低いと思われるものなどは、廃止や削減を行う。また、創設される補助金については、年数を限るサンセット方式の導入を検討する。

注) サンセット方式・・・補助金が長期にわたることで惰性化、既得権化しないように終期を設けること。

2 組織・機構関係

(1) 時代に即応した総合的、機能的な組織・機構の見直し

多様化する住民ニーズや時代の変化に的確に対応するため、行政の縦割りを越えて総合的に行政機能が発揮できるよう組織・機構を見直す。また、特定の行政課題に対しては、プロジェクト型組織により対応するなど柔軟な取り組みを進める。

(2) 必置規制の改廃等に配慮した組織・機構の見直し

機関委任事務制度の廃止、必置規制の改廃等国における制度改革に配慮した住民ニーズに総合的に対応できる効率的な組織・機構に見直す。

3 定員及び給与関係

(1) 定員管理の適正化

一段と厳しさを増す行財政環境の中、社会変化に応じて増大する業務を的確に果たしていくため定員配置の適正化に努めるとともに、今後の新規行政ニーズに対しても定員管理の原則であるスクラップアンドビルドを基本とし、安易に職員増を行うことなく、配置転換等による効率的な業務執行体制の確立を図り、全庁的体制で取り組むことで、定員管理のより一層の適正化を図る。

(2) 給与の適正化

社会経済情勢、財政事情は厳しい状況にあり、職員給与のあり方については、住民の関心が高まっている。職員給与が租税負担により賄われていることからより適切な運用及び給与状況の公開を行う等住民の納得と支持が得られるように努める。

4 職員の育成・確保関係

(1) 人材育成の推進

地方分権の受け皿づくりとして、職員の政策形成能力、創造的能力、法務能力

等の強化が強く求められている。多様な研修機会を提供するとともに研修レベルの向上、内容を充実し、職員の意識改革や能力開発に努め、資質の向上を図る。

(2) 多様な人材の確保

行政環境の著しい変化に的確に対応するため、自治体職員にはこれまで以上に高い専門的な知識や能力が求められている。専門的分野の職種の職員も含めて、多様な人材確保に積極的に努める。

5 行政の情報化等行政サービスの向上関係

(1) 窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化

行政サービスの評価は、住民に対する職員の対応に左右される面が大きい。適切な対応の徹底、縦割り主義的対応の是正等分かりやすく親切な応接で住民の立場に立ったサービスを推進する。

(2) インターネットの活用

高度化された情報通信技術を積極的に取り入れ、町の活性化、行政の効率化、行政サービスの向上に努める。

(3) 情報システムやネットワークの活用

行政サービスの向上、事務の効率化を図るうえで行政の情報化は極めて有効な方策である。情報の取り扱いに関するセキュリティに十分配慮しつつ、各種業務の電算化を図り、行政サービスの向上、事務の効率化に努める。

6 公正の確保と透明性の向上関係

(1) 行政手続の適正化

許認可等の決定について、迅速性、公平性、透明性を確保するため、行政手続条例の規定に基づき標準処理期間、審査基準の設定及び公表を行い、公正で透明な行政運営に努める。

(2) 情報公開の推進

町政に対する信頼の確保と住民の町政参加を推進するため、情報公開が住民により身近な制度として活用できるよう吉富町情報公開条例の一部改正を行う。

(3) 個人情報保護の推進

情報公開制度では、あくまでも個人情報を最大限に保護しつつ推進しなければならないので、たとえ本人でも個人情報は開示できない。しかし、町の機関が保有する自分自身の情報の開示及び訂正を求める権利を保障することは、情報公開制度と車の両輪というべき関係にあるので、この権利を保障する個人情報保護体

制を確立する。

(4) 文書の適正管理

情報公開制度の効果的な運用を図るため、適正な文書管理を行う。

7 経費の節減合理化等財政の健全化関係

(1) 経費全般についての節減合理化と予算の厳正な執行

限られた財源の中で効率的に行政事務を行うため、事務事業については絶えず見直しを行い、目的の達成、存在意義の消滅、対象の変化などにより廃止・統合できるものについてはその措置を行う。また、事務処理方法の改善・工夫等により省力化や効率的な事務が図られるものについては縮小・簡素化を実施する。

(2) 税収納率の向上等自主財源の確保

課税については、納税者の自己申告に止まらず絶えず課税関係情報に注意を払い、公的機関等から課税資料を収集するなど課税客体のより一層の把握に努める。また、徴収については、早期完納を目標に累積滞納者に対し納税の理解を促し、徴収率の向上を目指す。

その他の収入についても受益者負担の適正化を図り、自主財源の確保に努める。

8 会館等公共施設関係

(1) 既存施設の有効活用

多様化し増大する住民ニーズに対応するため、需要の多い利用目的への柔軟な運用等既存施設の一層の有効活用を図る。

(2) 公共施設の管理運営の効率化

公共施設の管理運営については、現状に満足せず常に改善意識を持って、住民がより利用しやすいようサービスの向上と運営の効率化を図る。

9 公共工事関係

(1) 公共工事のコスト縮減

公共工事については、国の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」を参考として、公共工事コスト縮減に関する行動計画を策定するとともに、適切な設計単価、予定価格の設定等を行い、コスト縮減に取り組む。

(2) 公共工事の入札契約手続きの改善

公共工事の入札・契約手続とその運用について、透明性と公平性の確保に一層の改善を図る。

1 0 広域行政関係

(1) 広域的な行政体制の強化

広域的な見地に立って企画、調整又は処理することが適切な事務事業については、積極的に広域連合の活用を図るとともに、地方公共団体間の事務の委託、機関の共同設置等も検討する。また既存の一部事務組合等について統合・複合化を図り、広域的な事務事業の実施体制の強化と総合的な実施に努める。

1 1 行政改革推進状況の点検

行政改革大綱を確実に実行するため、その実施状況について、毎年1回定期的に行政改革推進委員会により点検・評価を行うとともに住民にも公表する。

第3 地方議会について

1 議会の機能強化、組織・運営の合理化

地方分権の推進に伴い地方議会の果たすべき役割がますます大きくなることから、議会が自らの役割を効果的に果たすため、自主的に機能強化、組織・運営の合理化を進め、一層の活性化を図れることを期待する。